

金融経済教育推進機構役員退職手当支給規程

〔令和六年四月二十五日〕
規 程 第 六 号

目 次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 退職手当の計算（第三条―第六条）
- 第三章 遺族に対する支給（第七条・第八条）
- 第四章 その他（第九条―第十一条）
- 附 則

第一章 総則

（総則）

第一条 金融経済教育推進機構の役員（理事長及び理事をいう。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

（退職手当の支給及び支給方法）

第二条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。ただし、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百十二条第二項の規定に基づき解任されたとき（同法第百三条第一項及び第三項の規定に基づき解任されたときを除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令等に基づき控除すべき金額がある場合には、支給すべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

3 金融経済教育推進機構役員給与規程（令和六年規程第五号）第五条第四項の規定は、退職手当の支給について準用する。

第二章 退職手当の計算

（退職手当の額）

第三条 退職手当の基本額は、在籍期間一月につき、役員が退職し、又は解任された日におけるその者の本給月額に百分の十二・五を乗じて得た額に理事長が別に定める委員会又は理事長が指名する外部の者（以下、「委員会等」とい

う。)が零から二の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率に乗じて得た額とする。ただし、第五条第一項及び第六条第一項により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の基本額は、異なる役職ごとの在籍期間(以下、「役職別期間」という。)一月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に百分の十二・五の割合を乗じて得た額に委員会等が零から二の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

- 2 退職手当の額は、前項の規定により計算した額に百分の八十三・七を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第四条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、一月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、一月として計算するものとする。

- 2 前条第一項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次一月を減ずるものとし、この場合に端数が等しい時には、後の役職別期間の在職月数から同様に一月を減ずるものとする。

(在職期間の計算等の特例)

第五条 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるために退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員として引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において国家公務員として在職した期間の第三条第一項ただし書の適用にかかる本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める額とする。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第一項に規定する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項に規定する役員が退職し、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第三項に規定する役員が退職した場合(前項に該当する場合を除く)の退職

手当の額については、当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の第三項に規定する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間も含む。）を、国家公務員退職手当法第七条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

- 6 前項の場合において当該退職の日における本給月額を、当該役員が第三項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。

（再任等の取り扱い）

第六条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたとき、並びにやむを得ない事情により前記任命の手続きが遅延したときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたとき、並びにやむを得ない事情により前記任命手続きが遅延したときも同様とする。

- 2 前項の規定による場合において、役員が現実に在職しなかった日数については、第四条及び前条の規定により暦に従って在職期間及び役職別期間を計算するに当たり、その日数を除くものとする。

第三章 遺族に対する支給

（遺族の範囲及び支給順位）

第七条 第二条第一項に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- 三 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しない者

- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員と親等が近い者を先順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第八条 第二条第一項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

第四章 雑則

(端数の処理)

第九条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた百円未満の端数は、これを百円に切り上げるものとする。

(その他)

第十条 この規程に定めのない事項については、その都度、次の各号に掲げる方法により決定する。

- 一 役員の退職手当の計算方法に関するもの 運営委員会による決議
- 二 前号に掲げる以外の事項に関するもの 理事長による決裁

(実施に関し必要な事項)

第十一条 この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和六年四月二十五日から施行し、令和六年四月五日から適用する。